

# 旭川市の保育と市立保育所の在り方に関する意見

旭川市子ども・子育て審議会  
旭川市の保育と市立保育所の在り方検討部会  
令和3年3月

## 旭川市の保育と市立保育所の在り方について

旭川市子ども・子育て審議会では、現在旭川市が検討を進めている標記「旭川市の保育と市立保育所の在り方」について、旭川市から意見を求められたため「旭川市の保育と市立保育所の在り方検討部会」を設置しました。

本部会では、旭川市子育て支援部内に設置された「市立保育所の在り方等検討会議」から提出された「旭川市の保育と市立保育所の在り方（たたき台）」を基に、令和3年1月7日から令和3年1月28日まで4回に渡り議論し、たたき台に対する意見を対案という形で次のとおりまとめました。

### 1 旭川市の保育の現状と課題

今後の市立保育所の在り方等を検討するにあたり、旭川市における保育の現状と課題を「保育の供給量」、「保育サービスメニュー」、「児童・保育を取り巻く環境」の3つの面から確認します。

#### (1) 保育の供給量

旭川市の就学前児童数は、年々減少している一方、保育所などの申込者数は増加傾向にあり、また平成29年度までは待機児童が発生していました。

そのため民間保育施設の定員増を伴う増改築などの建設費の一部に対する補助が行われ、特に平成26年度以降は、国の待機児童解消加速化プランや子育て安心プランに基づく国及び北海道の補助制度を最大限活用しながら、保育の受け皿拡大に係る施設整備が行われてきました。

その結果、長年の課題であった待機児童が平成30年4月1日時点で初めて解消され、年度途中での待機児童の課題はあるものの、令和元年度以降も年度当初の待機児童は発生していません。

今後は、第2期旭川市子ども・子育てプラン（以下「プラン」という。）でも示しているとおり旭川市の就学前児童数は更に減少し、保育所などの申込者数も減少することが見込まれています。保育の供給量は、一部地区で不足が見込まれているものの、一部保育施設では既に定員割れを起こしているなど旭川市全体としては既に供給過多とも言える状況にあり、保育施設の淘汰が始まることとなります。

#### (2) 保育サービスメニュー

旭川においても他都市と同様に、少子化や核家族化の進行、女性の社会進出など、家族を取り巻く環境が大きく変化していることや、保護者の就労形態も多様化しているため、保育サービスに対するニーズも幅が広がってきています。

こうした保育ニーズの多様化に対し、旭川市は子ども子育て支援新制度に則り、延長保育、一時預かり、休日保育、病児病後児保育及び特別支援保育を実施することで、概ね対応できていると言えます。

なお、今後も常に保育ニーズの動向を注視し、各保育サービスメニューの実施施設数の調整や、新たなメニュー実施の必要性について検討が必要となります。

### (3) 児童・保育を取り巻く環境

#### ア 家庭、保護者の多様化する課題

旭川市においても、児童虐待相談件数は増加しています。加えて、子どもの前で社会規範に反する言動を取ってしまう保護者がみられ、子どもの経験などに影響を与える貧困世帯の課題などもあります。そして、こうした保護者の問題が、どのように子どもに影響を与えるかを考え、どのような支援が子どもにとって必要かを考えていく必要があります。

また、こうした課題は、家族や保護者に対しても支援が必要であり、子どもと保護者全体を支援していく必要があります。

しかし、支援が必要と思われる保護者の中には、支援を受ける必要性を感じていない場合もあり支援の方法などに今後さらなる工夫が必要となります。

#### イ 特別支援保育の増加

児童数は減少している一方、特別支援保育の利用者数は年々増加し小学校における特別支援学級利用者数も増加してきています。加えて子どもに対し何らかの支援が必要と考えられるものの、保護者にそのことに対する理解が得られないケース等が多くみられるようになり、保育施設等では支援方法などに苦慮している現状が続いています。

また、子ども総合相談センターの巡回相談なども十分機能しているとはいいがたいほか、保護者の中には、療育を受けるために保育を中断せざるを得ない場合や、療育に関する情報を周囲に知られたくない場合もあり、療育と保育が一体となったサービスを受けることが難しいという課題もあります。

#### ウ 前向きに子育てを行えるための支援

0歳児を保育している保護者が、美容室に行きたいなど少し子どもを預けて出かけたとしても、旭川市の保育施設等における一時預かりの制度では利用できないという現状があります。

また、医療的ケアを必要とする子どもや障がいの重い子どもを受け入れる保育施設等を見つけることは難しい状況下にあり、在宅で保育をせざるを得ない現状があります。こうした子どもの遊びや育ちのために、保護者の就労等のために、今後旭川市として何ができるのか、どのような支援が行えるか検討し実行に移すことが必要となります。

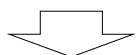
#### エ 幼児期から小学校への変化における円滑な接続

就学への接続については、旭川市としての統一された見解が示されてはおらず、現状では保育施設等と小学校との個別での取組に留まっていたり、同じ言葉、単語においても、保育士と小学校教諭では違う捉え方をすることがあり、うまく連携が取れない場合が出てきています。

## 2 旭川市が目指す保育の在り方

プランにおいて、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、次代を担う子どもの幸せを第一に考え、地域の人々の支えの中で、子ども自身が明るく、たくましく、喜びに満ちた子ども時代を過ごすことのできる社会の形成を目指すとともに、親もまた安心して子育てができる環境の下、子どもの成長に喜びを感じられる社会を築くため、次のとおり基本理念と目標を定めています。

- 《基本理念》
- 地域の絆で 楽しく子育て
  - 健やか子育て・親育ち
  - 親子の笑顔が 輝くまち あさひかわ



- 《目標》
- 子どもを安心して生み、そだてることができるまち
  - 子どもが生き生きと、たくましく育つまち
  - 子ども・家庭・地域が共に育っていくまち

旭川市の保育においては、現状と課題から、全市的な保育所保育の供給量は充足され、また子ども子育て支援新制度における新たな保育サービスメニューを現時点では実施する必要性がありません。

今後は、プランの基本理念、目標を踏まえ、課題とされていることを一つ一つ解決し、旭川に生まれて良かった、旭川で子育て出来て良かったと言えるまちを目指すべきです。

そのため、市内全ての子どもを対象にその子どもの育ちにとってどのような支援を行うことが最善かと考えたとき、子どもやその保護者の課題に、0歳から18歳までの子どもへの関わり及び保護者に対する支援を行うことを専門とする保育士が、少しでも早く気づくための取組が重要となります。

こうした取組は、保育施設などの場に留まっていたら、全ての子どもや保護者に対応することが難しく、待つだけではなく場合によっては積極的にその家庭などに入っていくという姿勢も必要となります。

家庭に課題のある子どもに対し、他の専門職と連携しながら訪問し家族と接する際、子どもを笑顔にできる保育士がいることで保護者も安心し、新たな支援への機会が生まれ、子どもの育ちに好影響を与えることが可能となります。また、在宅の医療的ケア児の支援を家庭などに入り行うことで、保護者にとってもは子どもの成長発達に気づき、保護者自身の時間を持つことができるなど心身のリフレッシュにも繋がります。

その他、家庭での育児に対し、これまでも様々な支援が行われていますが、例えば一時預かりの対象を0歳児まで広げることや、妊娠期の親にももっとかかわる取組を行うことで、出産後の育児不安解消を図り、地域社会からの孤立も防ぐことになり、より良い子育て環境に繋がりますし、少子化対策に保育士がかかわることができる点は多々あります。

こうしたことから、今後の旭川市の保育において、保育施設の場については民間に任せ、

市保育士はその専門性を生かし、子どもやその保護者の課題にいち早く気づく取組を行い、それぞれのケースにあった支援を民間保育施設や専門機関と連携し実施していくことや、就学への接続についての旭川市のスタンダードを示すことで、全市的な取組に広げていくことが、旭川市の保育環境の充実に繋がります。

### 3 今後の市立保育所及び市保育士の役割

#### (1) 今後の市立保育所

これまでの保育の現状と課題を踏まえ、旭川市が目指す保育の在り方において、供給過多が見込まれているなかでは、保育所保育は全て民間保育施設が実施できる状況であることから、少なくとも市が直営で実施する合理的な理由はなく、保育所保育を民間に任せ、市保育士や財源は子ども、子育て支援行政の重点化と効率化に活用することが、旭川市の子ども及び保護者にとって有益となります。

#### (2) 今後の市保育士の役割

今後、旭川市が目指す保育の在り方のおり、市保育士は場にとらわれることなく、一人一人が公務員として責任を持ち、子ども、保護者との関わりを見出し、支援していくことが中心となるべきです。

そして、次のような取組の中で役割を担っていくことが考えられます。

##### ア 子どもとその家族を長期的に支援する

現在も行われている健康検診時において、保健師とは違う子どもの周囲への興味関心、他者とのかかわり方及び集団で適応できているかなどの視点で子どもを観察することで、何らかの支援が必要な子どもや保護者に対し、支援の助言、専門機関への提言及び虐待の把握や防止に繋げていくことが考えられます。

また、赤ちゃん訪問に同行し、必要に応じその後も定期的な訪問の機会を作り、子どもの年齢に合わせた遊びの提供や育児相談を行うことなども考えられます。

更に、現行の子育て支援サービスや業務の見直しを行い、子ども総合相談センター等をより活用していくことが求められます。妊娠期から子ども、子育てを学ぶ機会の提供、レスパイト目的の一時預かり、他都市で先行事例のある My 保育所登録、子育て支援情報の発信や療育と保育の一体的サービスを提供するなど、これまでの枠組みにとらわれない取組を行うことが考えられます。そして支援を必要としている子どもや家族はもとより、支援が必要と思われるがそのことに気がついていない家族も長期的に支援する仕組みを構築することも必要と考えられます。

##### イ 子どもの育ちを守る

在宅を余儀なくされる医療的ケアを必要とする子どもの遊びなどの手助けの実施や、就労の意思を持つ保護者の場合であれば、就労がかなう保育の提供を行うことも考えられます。加えて、医療的ケアを必要とする子どものきょうだいに対する支援も考えられます。

また、病院という特殊な環境は子どもに不安な気持ちを与えるなど影響が大きいことから、市立旭川病院の小児科外来に市保育士を配置することや民間病院も含めた入院している子どものもとへ保育士を派遣することで、子どもに遊びを提供し不安を和らげるなど子どもの育ちを守るということも考えられます。

##### ウ 育児負担を軽減し前向きに子育てができるよう支える

例えば0歳児の一時預かりなど保護者が少しでも息抜きできる支援、保護者のちょっとした困り感への対応策を検討し実施することが考えられます。また、支援を求める保護者にはより支援を受けやすくする体制作りや、支援が必要と思われるがそのことに気がついていない保護者には、どのように支援を届ける方法があるか検討し実践することが考えられます。

#### エ 幼児期と小学校の接続を市全体で取り組む

旭川市として、幼保小連携の基本的な考え方等を定めるための体制を構築し、全市的な取組として推進していくことが考えられます。

また、放課後児童クラブにおいても、市保育士が専門的視点からかかわることで、更にサービスの向上に繋がることも考えられます。

更に命がかげがえのないもの、自分自身の身体や命を大切にすること、親になる前に子どもを持つことを肯定的に考えられる機会を作ることも考えられます。

#### オ 安心・安定して保育を提供する

民間の保育施設団体と協力しながら、保育施設の現場で実際に困っていることを、その現場で共有し、話し合うグループワーク形式の研修の実施など、市保育士及び民間保育士の学ぶ機会を更に充実させることが考えられます。

市保育士は、これまで以上に公務員としての自覚と保育者として資質能力を一人一人高めていくため研鑽を積み重ねていくことが必要です。

なお、旭川市の「市立保育所の在り方等検討会議」では、本意見を受けて引き続き検討を進めるが、検討に当たっては次の事項について留意願いたい。

市保育士の役割を実践するためには明らかに市保育士の力量が問われるため、まずは市保育士の公務員としての自覚と保育者として資質能力を一人一人高めていくことが必須になります。体系的な研修を組み、研鑽を積み重ねていくことができなければ、場に頼らない保育者として活躍していくことは難しくなります。また、場に頼らない保育士の役割を全庁的に理解を進めていく取り組みも同時に行っていかなければなりません。